

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号
 氏名 株式会社 FUJI
 代表取締役 佐藤 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

川口市長 奥ノ木 信 夫



許可の年月日 令和 2 年 1 月 10 日

許可の有効年月日 令和 6 年 10 月 13 日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類（硬質のものに限る。）、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）、金属くず、
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上5種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質のものに限る。）、紙くず、繊維くず（廃畳を除く。）、金属くず
 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県川口市本蓮四丁目2600番29 以上1筆（面積3,372.95㎡）に限る。
 処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 16 年 10 月 14 日	指令産廃第 1874 号	新規許可
令和 2 年 1 月 10 日	指令産廃第 11 号	更新許可
令和 2 年 2 月 19 日	—	変更届（破砕施設の設備変更、保管施設の変更）
令和 2 年 8 月 31 日	—	変更届（圧縮梱包施設の入替え）
令和 2 年 10 月 30 日	—	変更届（保管施設の変更）

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	2.96 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(硬質のものに限る。) 以上1種類	令和元年11月7日 - -
	4.64 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	2.64 t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳に限る。) 以上1種類	
	9.68 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	14.64 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮梱包施設	35.20 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	令和2年8月31日 - -
	34.00 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	64.00 t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳を除く。) 以上1種類	
	20.79 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上6種類	63.0 m ²	2.7 m (屋内)
木くず 以上1種類	16.1 m ²	2.0 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上1種類	18.0 m ²	2.0 m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上6種類	18.6 m ²	3.0 m (屋内)
木くず 以上1種類	40.6 m ²	3.0 m (屋内)
繊維くず 以上1種類	8.2 m ²	1.2 m (屋内) (8 m ² コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	10.5 m ²	1.4 m (屋外) (8 m ² コンテナ×1個)
廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	42.0 m ²	2.5 m (屋外) (30 m ² コンテナ×2個)
廃プラスチック類 以上1種類	16.2 m ²	2.0 m (屋内)
紙くず 以上1種類	16.1 m ²	3.0 m (屋内)
廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	22.9 m ²	2.7 m (屋内)

(以下余白)